



水化学部会 水化学部会部会賞細則

平成 30 年 X 月 X 日 第 X 回表彰推薦委員会承認

(目的)

第 1 条 本細則は「水化学部会規約」第 1 条, 第 3 条ならびに「部会・連絡会・支部表彰制度規程」(0110) 第 1 条に基づき, 水化学部会部会賞(以下, 「部会賞」という)について定めることを目的とする。

(趣旨)

第 2 条 若手技術者による水化学部会活動への貢献を顕彰し同分野の発展をうながすことを目的として, 部会賞を授与する。

(表彰の種類, 対象, 要件)

第 3 条 部会賞に下記賞を設ける。

2 奨励賞: 原子力発電に係る水化学分野に関する顕著な学術または技術上の業績のあった 40 歳以下(発表時)の水化学部会員または学生部会員に授与する。

(1) 査読付きの学術誌に筆頭著者として 1 報以上発表しており, 同様の研究内容で他部会の奨励賞等を受賞していない個人を対象とする。なお, 過去 3 年間の論文を対象とする。

(2) 原則として, 毎年 3 名以内とする。

3 講演賞: 日本原子力学会または水化学部会が主催もしくは共催する行事において, 原子力発電にかかる水化学分野の研究・技術開発成果について, 優れた口頭発表をおこなった 40 歳以下(発表時)の水化学部会員または学生部会員に授与する。

(1) 国際会議(Nuclear Plant Chemistry Conference (NPC), Symposium on Water Chemistry and Corrosion in Nuclear Power Plants in Asia (AWC))および日本原子力学会「春の年会」, 「秋の大会」で口頭発表した個人を対象とする。なお, 過去 3 年間の行事(講演)を対象とする。

(2) 原則として, 毎年 3 名以内とする。

(選考方法)

第 4 条 部会賞選考小委員会を設置する。選考小委員会は, 部会長が指名する運営小委員会委員 6 名以上で構成する。

2 選考対象者あるいは推薦者となった者は, 選考小委員会の委員とはなれない。

3 委員の辞退等により選考小委員会の委員数が 6 名を下回った場合には, 委員を追加指名する。

4 委員名は選考時には公表しないこととし, 公正を期すため選考小委員会の任期後に公表する。

5 選考小委員会は, 水化学部会ホームページ, 水化学部会連絡メールにより奨励賞および講演賞の募集を公告し部会員に周知し, 水化学部会員に水化学部会賞(奨励賞)および水化学部

会賞（講演賞）受賞候補者の推薦（自薦および他薦）を求める。

（表彰時期）

第5条 奨励賞および講演賞の表彰は，部会全体会議にておこなう。

（選考結果報告）

第6条 表彰決定後，選考過程および選考結果を理事会へ報告する。

（改定）

第7条 本細則の改定は，水化学部会運営小委員会が決定し，水化学部会全体会議，部会等運営委員会ならびに理事会に報告するものとする。

（その他）

第8条 本細則で定められていない事項については，運営小委員会において協議する。

附則

1 平成30年X月X日 第X回水化学部会運営小委員会制定，同日施行。

平成30年X月X日 第X回水化学部会全体会議報告，平成30年X月X日 部会等運営委員会メール報告，平成30年X月X日 第X回表彰推薦委員会承認